

【検定合格者審査について】

1 検定合格者審査対象者

検定合格者審査対象者は、次のとおりです。ただし、警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定

する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の内容

審査の区分に応じ、次のとおり実施します。ただし、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること
- ウ 警備業務の実施に関すること
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

3 検定合格者審査申請の手続き

(1) 審査申請書提出先

ア 住所地を管轄する警察署（現に警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署を含む。）

イ 熊本県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者で、熊本県内に住居地及びその属する営業所のいずれも有しない者は、県内最寄りの警察署

(2) 申請書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1枚

ウ 旧検定合格証（受験しようとする審査の区分に応じたものに限る。）の写し 1通

エ 熊本県以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者にあつては、次のいずれかの書面

(ア) 熊本県内に住所地を有する者にあつては当該住所を疎明する書面 1通

(イ) 熊本県内にその属する営業所を有する者にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(3) 審査申請手数料

検定合格者審査を受験しようとする方は、4,700円を熊本県収入証紙により、審査申請書提出時に納入してください。

なお、審査申請手数料は、審査申請書提出後において申請を取り下げた場合又は受験しなかった場合でも返還できません。

4 その他

(1) 申請は、申請者本人が行ってください（郵送による申込みは受け付けません。）。

ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受験者本人の委任状を持参してください（代理人1人につき受験者1人まで有効とし、受験者が他の代理人を兼ねることはできません。）。

(2) 申請書の住所の記載は、字名、番地等省略することなく正確に記載してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症等防止対策について

ア 受験に関する基本的留意事項

(ア) マスクを着用する。

(イ) 関係者と接触する際には、可能な限り2メートルを目安に距離を確保する。

(ウ) 受験前に本人及び同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない場合、また、罹患している疑いのある場合については、受験を辞退する。

- (I) 受験中に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状がでた場合は、速やかに係員に症状等を申告する。
- イ 審査当日の体調等に関する申告書の作成について
申請の際に体調等に関する申告書（以下、「申告書」という。）を交付します。
審査当日は、体調等に関する申告書に基づき、あらかじめ、体温・確認事項等を申告書に記入の上、係員に提出してください。
（※受付での待ち時間を短縮するために、自宅における検温及び申告書への記入に御協力をお願いします。）
- ウ 受付時の検温等について
新型コロナウイルス感染症等防止対策として、受付時に検温と申告書に基づく体調等に関する調査を実施します。その際、熱がある方、体調がすぐれない方、及び新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方等については受験をお断りします。
- エ 受験前の過ごし方について
(ア) 審査日14日前から、毎日体温測定と健康チェックを行う。
(イ) 審査日14日前から、新型コロナウイルス感染症が多発している国、地域への往来を控える。
- オ 受験しない（できない）場合における手数料について
新型コロナウイルス感染症の発症、同感染症陽性者との濃厚接触者、体調不良、その他の事情により受験しない（できない）場合でも、原則、手数料は返還できません。